

※「評価基準型」「認定長期優良住宅型」どちらも受付を再開しました

令和5年度

長期優良住宅化リフォーム推進事業【通年申請タイプ】

申請期間	令和5年12月8日（金）～令和6年2月29日（木）
執行団体	長期優良住宅化リフォーム推進事業実施支援室

既存住宅の性能向上を図るリフォームに補助！



三世同居・子育て世帯向け・防災性向上の改修工事も対象！

事業概要

住宅のインспекション、性能向上や三世同居等の複数世帯の同居に資するリフォーム等に対し、費用の一部を支援

補助対象

- 申請者： 施工業者、買取再販業者
- 建物： 住宅（戸建住宅・共同住宅等）
- 経費： リフォーム工事に係る費用※¹、インспекション等に係る費用※²
- ※¹ 性能向上リフォーム工事、三世同居対応改修工事、子育て世帯向け改修工事、防災性の向上・レジリエンス性の向上改修工事
- ※² インспекションの費用、リフォーム履歴情報の作成等に要する費用、維持保全計画の作成費用、リフォーム瑕疵保険の保険料

補助額

リフォーム工事に係る費用とインспекション等に係る費用の合計

「補助率方式」、「単価積上方式」から選択

補助率方式： リフォーム工事費用合計の 1/3 以内

単価積上方式： 補助工事単価を積上げたものの 1/3

※「評価基準型」「認定長期優良住宅型」どちらも受付を再開しました

補助金名称	令和5年度 長期優良住宅化リフォーム推進事業【通年申請タイプ】																					
交付申請期間	令和5年12月8日(金) ※認定長期優良住宅型は12月25日(月) ~ 令和6年2月29日(木)																					
事業概要	住宅のインスペクション、性能の向上を図るリフォームや三世代同居等の複数世帯の同居への対応に資するリフォーム、適切なメンテナンスによる既存住宅ストックの長寿化に資する優良な取り組みに対し、費用の一部を支援																					
通年申請タイプの概要	<ul style="list-style-type: none"> ・交付申請に先立つ事前の公募・採択はなし(事業者登録は必要) ・交付申請受付期間中は、随時、対象住宅毎に交付申請可能 ・予算の執行状況によっては、受付期間を繰り上げて締め切る場合がある 																					
補助対象者	発注者を共同事業者とする施工業者、買取再販業者																					
補助対象要件 (P2-5)	<p>以下の要件を全て満たすこと</p> <p>(1)リフォーム工事実施後の住宅性能^{※1}が以下の基準への適合条件を満たすこと 【評価基準型】「構造躯体等の劣化対策」、「耐震性」、「省エネルギー対策」、並びに「住戸面積の確保」、「居住環境」、「維持保全計画の策定」で評価基準に適合するもの 【認定長期優良住宅型】長期優良住宅(増改築)認定基準に適合し、認定を取得すること</p> <p>(2)対象となる住戸の規模は、下記の表に適合するものであること</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">住宅の種類</th> <th colspan="2">住戸の規模</th> </tr> <tr> <th>評価基準型</th> <th>認定長期優良住宅型</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>戸建住宅</td> <td>55㎡以上</td> <td>75㎡以上</td> </tr> <tr> <td>共同住宅等</td> <td colspan="2">40㎡以上</td> </tr> <tr> <td>戸建・共同住宅等共通</td> <td colspan="2">少なくとも1の階の床面積が40㎡以上(階段部分を除く面積)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3)リフォーム工事着手前にインスペクションを実施すること。インスペクションで指摘された劣化事象については、リフォーム時に補修を行うか、維持保全計画に劣化事象の点検・補修等の対応方法とその実施時期を明記すること ※インスペクションは既存住宅状況調査技術者が実施するものであり、工事着手前1年以内に実施されているものが対象</p> <p>(4)本事業のリフォーム工事の履歴と維持保全計画を作成すること</p> <p>(5)原則として、令和6年3月15日(金)までに完了実績報告書の提出ができるものであること</p> <p>(6)補助対象となる住宅とそのリフォーム工事の内容が決定しており、その内容が性能項目^{※1}のいずれかを評価基準等に適合させるための性能向上工事、三世代同居対応改修工事及び子育て世帯向け改修工事並びに防災性、レジリエンス性向上改修工事のいずれかであること</p> <p>※1 住宅の性能項目</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>住宅の種類</th> <th>性能項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>戸建住宅</td> <td>構造躯体等の劣化対策、耐震性、省エネルギー対策、維持管理・更新の容易性</td> </tr> <tr> <td>共同住宅等</td> <td>構造躯体等の劣化対策、耐震性、省エネルギー対策、維持管理・更新の容易性、高齢者等対策、可変性</td> </tr> </tbody> </table>		住宅の種類	住戸の規模		評価基準型	認定長期優良住宅型	戸建住宅	55㎡以上	75㎡以上	共同住宅等	40㎡以上		戸建・共同住宅等共通	少なくとも1の階の床面積が40㎡以上(階段部分を除く面積)		住宅の種類	性能項目	戸建住宅	構造躯体等の劣化対策、耐震性、省エネルギー対策、維持管理・更新の容易性	共同住宅等	構造躯体等の劣化対策、耐震性、省エネルギー対策、維持管理・更新の容易性、高齢者等対策、可変性
住宅の種類	住戸の規模																					
	評価基準型	認定長期優良住宅型																				
戸建住宅	55㎡以上	75㎡以上																				
共同住宅等	40㎡以上																					
戸建・共同住宅等共通	少なくとも1の階の床面積が40㎡以上(階段部分を除く面積)																					
住宅の種類	性能項目																					
戸建住宅	構造躯体等の劣化対策、耐震性、省エネルギー対策、維持管理・更新の容易性																					
共同住宅等	構造躯体等の劣化対策、耐震性、省エネルギー対策、維持管理・更新の容易性、高齢者等対策、可変性																					
補助対象経費	リフォーム工事に係る費用、インスペクション等に係る費用																					
補助率 (P5-10)	<p>補助額は、リフォーム工事費用とインスペクション等に係る費用の合計</p> <p>●リフォーム工事費用：補助率方式か単価積上方式のいずれかを申請する住宅単位で選択 【補助率方式】以下a～eの合計の1/3以内(補助額はb≤aとなること)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>a. 特定性能向上リフォーム工事</td> <td>「性能項目」について、評価基準等に適合させるための性能向上を図るリフォーム工事及びその附帯工事</td> </tr> <tr> <td>b. その他性能向上リフォーム工事</td> <td>a以外の工事であって、住宅の性能向上に資するリフォーム工事及びその附帯工事</td> </tr> <tr> <td>c. 三世代同居対応改修工事</td> <td>調理室・浴室・便所又は玄関を増設する工事及びその付帯工事 (リフォーム後にこれらのうちいずれか2つ以上が複数箇所設置されていること)</td> </tr> <tr> <td>d. 子育て世帯向け改修工事</td> <td>「令和5年4月1日時点で発注者が40歳未満」、「令和5年4月1日又は交付申請日時点で18歳未満の子どもがいること」のいずれかの要件に適合すること</td> </tr> <tr> <td>e. 防災性の向上、レジリエンス性の向上改修工事</td> <td>「防災性の向上改修」は、地震災害・台風(風災害)・水害・火災への備えが対象 「レジリエンス性の向上改修」は、電力・水・防災備蓄のためのスペース確保が対象</td> </tr> </table> <p>【単価積上方式】別に定める補助工事単価(交付申請等マニュアルP72-76参照)を積み上げたものに補助率1/3を乗じた額 ※補助額は「補助限度額」及び「工事請負契約額に契約額に応じた補助対象工事費率0.8と補助率1/3を乗じて得た額」を上回らないこと</p> <p>●インスペクション等に係る経費:1/3 ※項目毎に限度額の設定あり インスペクションに要する費用、リフォーム工事の履歴情報のための図面作成等に要する費用、維持保全計画の作成に要する費用、リフォーム瑕疵保険の保険料</p>		a. 特定性能向上リフォーム工事	「性能項目」について、評価基準等に適合させるための性能向上を図るリフォーム工事及びその附帯工事	b. その他性能向上リフォーム工事	a以外の工事であって、住宅の性能向上に資するリフォーム工事及びその附帯工事	c. 三世代同居対応改修工事	調理室・浴室・便所又は玄関を増設する工事及びその付帯工事 (リフォーム後にこれらのうちいずれか2つ以上が複数箇所設置されていること)	d. 子育て世帯向け改修工事	「令和5年4月1日時点で発注者が40歳未満」、「令和5年4月1日又は交付申請日時点で18歳未満の子どもがいること」のいずれかの要件に適合すること	e. 防災性の向上、レジリエンス性の向上改修工事	「防災性の向上改修」は、地震災害・台風(風災害)・水害・火災への備えが対象 「レジリエンス性の向上改修」は、電力・水・防災備蓄のためのスペース確保が対象										
a. 特定性能向上リフォーム工事	「性能項目」について、評価基準等に適合させるための性能向上を図るリフォーム工事及びその附帯工事																					
b. その他性能向上リフォーム工事	a以外の工事であって、住宅の性能向上に資するリフォーム工事及びその附帯工事																					
c. 三世代同居対応改修工事	調理室・浴室・便所又は玄関を増設する工事及びその付帯工事 (リフォーム後にこれらのうちいずれか2つ以上が複数箇所設置されていること)																					
d. 子育て世帯向け改修工事	「令和5年4月1日時点で発注者が40歳未満」、「令和5年4月1日又は交付申請日時点で18歳未満の子どもがいること」のいずれかの要件に適合すること																					
e. 防災性の向上、レジリエンス性の向上改修工事	「防災性の向上改修」は、地震災害・台風(風災害)・水害・火災への備えが対象 「レジリエンス性の向上改修」は、電力・水・防災備蓄のためのスペース確保が対象																					
補助限度額	<p>●評価基準型：100万円/戸 (最大150万円/戸^{※2})</p> <p>●認定長期優良住宅型：200万円/戸 (最大250万円/戸^{※2})</p> <p>※2 以下のいずれかの改修工事を実施する場合 ①三世代同居対応、②若者・子育て世帯が実施、 ③既存住宅を購入、④一次エネルギー消費量を省エネ基準比▲20%</p>																					
事業の流れ (P14-21)	<p>1. 事業者登録 ホームページから登録を行う(受付期間：令和5年4月7日 ~ 令和6年2月5日)</p> <p>2. インスペクションの実施 リフォーム工事前に実施すること</p> <p>3. 交付申請・決定 事業者ポータルサイトで住宅登録後(令和6年2月19日まで)、原則1ヶ月以内に交付申請書類を提出すること</p> <p>4. 工事の実施・完了 住宅登録日以降に工事着手すること(契約書に記載の工期の始期を工事着手日とする)</p> <p>5. 完了実績報告 工事完了後1ヶ月以内に完了実績報告書を提出すること(最終期限：令和6年3月15日 必着)</p> <p>6. 補助金支払い</p>																					
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業の補助金相当額は発注者に還元される必要がある。買取再販業者が補助事業者の場合は、対象住宅が本補助金の交付を受けたことを、売買契約を締結する前に当該購入者に説明する必要がある ・国の他の補助金の対象となっている事業と併用することは原則不可 																					
問い合わせ先	長期優良住宅化リフォーム推進事業実施支援室 【FAX】03-5229-3571 【メール】toiawase@choki-r-shien.com ※技術的な相談は、別途窓口あり																					
ホームページ	https://www.choki-r-shien.com/r5/index.html																					

※()内の数字は、交付申請等マニュアルの該当ページ